

米軍CH-53Eヘリコプターの窓落下事故に関する意見書

去る8月27日午後5時30分ごろ、沖縄本島東海岸から約8キロメートルの海上に米軍普天間飛行場所属のCH-53E大型輸送ヘリコプターが、重さ約1キログラムの窓を落下させる事故が発生した。この事故について沖縄防衛局より沖縄県や関係自治体に連絡があったのは、事故発生から2日が経過した29日であった。

平成29年12月13日に起きた宜野湾市立普天間第二小学校グラウンドに窓枠が落下した事故や、今年6月4日の浦添市立浦西中学校テニスコートにゴム製テープが落下した事故など、同型機による事故が相次いでいる。

うるま市上空は、普天間飛行場や嘉手納飛行場を発着する軍用機の飛行経路となっており、昭和34年の宮森小学校ジェット戦闘機墜落事故、昭和36年の字川崎へのヘリコプター及びジェット戦闘機墜落事故などが起きている。また、平成26年の字具志川における米軍HH-60ヘリコプター通風孔落下事故など、復帰後も本市での米軍機による事故が後を絶たず、市民に不安と恐怖を与えている。

うるま市議会は、これまでも米軍機の事故が発生するたびに再発防止等を徹底するよう、米軍を初め関係機関に強く申し入れてきたところである。それにもかかわらず、このような事故が繰り返されることに怒りを禁じ得ない。

よって、本市議会は、市民の生命・財産を守り、安心・安全な生活環境を確保する立場から、今回の事故に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要請する。

記

- 1 事故原因を徹底究明し、速やかに公表するとともに、公表されるまでの間の飛行を停止すること。
- 2 実効性のある再発防止策を講じ、実施状況を明らかにすること。
- 3 普天間飛行場の即時運用停止と1日も早い閉鎖・返還を実現すること。
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月7日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長